平成２２年（フ）第１１９号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目３番13―206号
債務者　千葉　幸弘
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１号
茨城県土浦市港町２丁目２番19―307号　ロータリーパレス
債務者　青木　洋
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９１号
埼玉県草加市苗塚町363番地１藤和草加ハイタウン512号
債務者　柴崎　和美（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
埼玉県吉川市中曽根２丁目12番地22
債務者　チャンアントンこと　伊東　真喜
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
埼玉県春日部市藤塚2171番地84
債務者　諸星　優子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
埼玉県八潮市緑町２丁目21番地２
債務者　永田　征男
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
埼玉県川越市大字古谷本郷1002番地８
債務者　彦坂　綠男
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９９９号
札幌市西区福井６丁目13番29号
債務者　赤羽　英明
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３３３号
札幌市中央区伏見２丁目２番83号　ル・ポーゼ伏見101号
債務者　本田　邦子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４１号
札幌市東区北25条東16丁目３番14号　ハイツ25―202号
債務者　加藤　悟
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０２号
北海道千歳市桜木２丁目９番６号
債務者　阿保　宏
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００２号
札幌市東区東苗穂６条１丁目８番３号
債務者　澤谷　和則
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２１号
札幌市厚別区厚別東４条７丁目30番16―201号
債務者　貞川　妙子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６０号
札幌市豊平区福住３条10丁目３番22号　第３ハイツ近藤101号
債務者　佐藤　美穂（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７２号
札幌市中央区大通西17丁目１番地10　ＨＫ大通ハイム701号
債務者　星野奈緒子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９号
群馬県藤岡市立石新田255番地
債務者　塚田　直也
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４１号
群馬県高崎市下小鳥町787番地　レジデンス小鳥205号
債務者　望月　栄司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６８号
埼玉県川越市石原町２丁目52番地12　鈴木アパート102号室
債務者　吉田　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部